

議案第245号

大津市職員の育児休業等に関する条例及び大津市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年12月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の育児休業等に関する条例及び大津市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

(大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正
する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1
歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）ま
でに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること
及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日（）」を「子
が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に
改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第
164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27

条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第7条中「第14条第1項において準用する」を「第13条第1項の規定により一般職員の例によることとされる」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより

当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第17条第1項及び第20条第1項中「第14条第1項において準用する」を「第13条第1項の規定により一般職員の例によることとされる」に改める。

第22条第2項中「を承認されている」を「又は同条例第15条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「の時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中「に相当する休暇を承認されている」を「又は介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない」に改める。

第23条中「第14条第1項」を「第15条」に改める。

(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第14条第1項において準用する」を「第13条第1項の規定により一般職員の例によることとされる」に改める。

第8条の3第1項中「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。))」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に改め、「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。))」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))」を「要介護者」に改める。

第8条の4第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある

者を」を「要介護者を」に、「あるのは「第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第14条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「第14条第1項」を「第15条」に改め、「含む」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加え、同条を第17条とする。

第15条中「(明治29年法律第89号)」を削り、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で

必要と認められる時間とする。

- 3 介護時間については、大津市一般職の職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の大津市職員の育児休業等に関する条例第2条の2中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日から平成29年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第1項及び第2項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。
- 4 第2条の規定による改正前の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議案第246号

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

平成28年12月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第
53号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に
改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間
（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時
間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」
を加える。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。